

(平成26年2月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から5年8月31日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が著しく低くなっていることを知った。

私は、当時、会社で総務及び経理関係の管理本部長であった。社会保険事務所から呼出しを受け、同事務所の担当者から、社会保険料の滞納分を役員の標準報酬月額を減額することで埋める提案があったが、取締役会の決議が無いとできないと、その場では断り、社長にその内容を報告した。その後の遡及訂正の届出等については不明であるが、私は、そのような届出をしたことは無い。

調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年8月31日）より後の平成5年9月14日付けで、8万円に減額訂正されていることが確認できる上、二人の取締役についても標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、申立期間当時の会社の経営状態について、複数の元従業員は、順調ではなかった、資金繰りに苦労していた旨述べている上、申立人は、「平成5年8月の倒産時には、社会保険料は2か月分ぐらい滞納していたと記憶している。」と述べている。

なお、申立人は、A社の商業登記簿謄本により、申立期間当時、同社の

取締役であったことが確認できるが、申立人が「代表者印は、社長が保管、管理し、会社で押印しており、社外に持ち出すことは無かった。」と述べているところ、複数の元従業員が「代表者印を保管、管理していたのは、代表取締役であった。」と述べていることから、申立人が標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、かかる処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和22年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を120円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和22年5月1日から同年6月1日まで

私は、A社C工場から同社D工場へ転勤した。継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する工員退職金計算書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和22年6月1日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和22年4月の社会保険事務所（当時）の記録から120円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成23年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年1月1日から同年5月1日まで

私は、A社を退職する予定であったが、常駐していた派遣先より勤務日数を減らしてもよいので延長してほしいとの要望があり、継続して勤務することになった。

しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する退職証明書及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、年金事務所が保管するA社の申立人に係る賃金台帳の写し及び申立人が所持する平成23年4月分給与明細により、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記の賃金台帳の写しにおいて確認できる報酬額及び保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当初、申立てどおりの資格喪失届を提出し

たが、その後、現在のオンライン記録の日付に訂正する届出を行った旨回答していることから、事業主は、平成 23 年 1 月 1 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、年金事務所は、申立人に係る同年 1 月から同年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和54年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月31日から同年11月1日まで

私は、A社に入社し、同社のグループ会社のB社に転勤したが、継続して厚生年金保険の被保険者であった。しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、転勤時の申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和54年11月1日に、A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の昭和54年10月1日の定時決定の記録から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は所在不明のため、申立期間当時の状況を確認することができないが、事業主が資格喪失日を昭和54年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、

申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月4日から5年2月28日まで

申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が8万円に訂正されているが、当時の最高等級である53万円だったので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年2月28日）より後の平成5年4月26日付けで、8万円に引き下げられていることが確認できる。

なお、商業登記簿謄本から、申立人は、当該遡及訂正処理が行われた当時、A社の取締役であったことが確認できるが、同社のほかの取締役、元社員及び同社の親会社であったB社の元社員のいずれもが、「申立人は、営業担当の役員であり、社会保険関係の業務には関わっていなかった。」と供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、かかる処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和53年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月25日から同年11月25日まで
私は、A社に継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC健康保険組合の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社B事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の回答及び同僚の記録から、昭和53年11月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和53年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付され

るべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の A 社における当該期間に係る標準賞与額を、40 万 5,000 円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 4 日

私は、平成 2 年 3 月 16 日から A 社に勤務しているが、申立期間に支給された賞与について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与支給明細書及び預金通帳の記録により、申立人は、申立期間に A 社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録及び申立人が所持している健康保険厚生年金保険育児休業取得者確認通知書から、平成 15 年 7 月 1 日から 16 年 5 月 1 日までの期間について、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、上記免除に係る申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料について徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われなかったとしても、当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書における賞与額から、40 万 5,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として農林漁業団体職員共済組合員の掛金を農林漁業団体により又は厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 16 日から同年 10 月 1 日まで
A 事業所（申立期間当時は、B 事業所。現在は、C 社）に勤務していた期間のうち、申立期間も給与から農林漁業団体職員共済組合の掛金又は厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、同共済組合の組合員期間又は厚生年金保険の被保険者期間となっていない。健康保険被保険者証の資格取得年月日は、昭和 48 年 4 月 16 日であることから、申立期間を同共済組合の組合員期間又は厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人所持の健康保険被保険者証、雇用保険の記録、C 社保管の人事台帳及び同僚の供述から、申立人は、申立期間において、B 事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、上記人事台帳、C 社保管の農林年金組合員名簿及び農林漁業団体職員共済組合保管の申立人に係る組合員資格新規取得届により、申立人は、申立期間直後の昭和 48 年 10 月 1 日に B 事業所の正職員に採用され、農林漁業団体職員共済組合の組合員資格を取得しており、申立期間は同組合の組合員ではなかったことが確認できる。

また、C 社は、「申立期間当時、正職員は、採用と同時に農林年金、健康保険及び雇用保険にセットで加入させていたが、臨時職員については、採用と同時に農林年金に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。」と回答しているところ、上記の人事台帳により、申立人は、申立期

間当時、臨時職員であったことが確認できる上、複数の同僚は、「正職員は、採用と同時に農林年金に加入していたが、臨時職員は、正職員として採用されるまでの半年から2年ぐらいの間は農林年金に加入していなかった。」と述べている。

さらに、農林漁業団体職員共済組合は、申立期間における申立人の農林漁業団体職員共済組合員としての加入記録は無いと回答している。

加えて、オンライン記録により、B事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなく、健康保険のみの適用となっていたことが確認できる上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録により、申立人は、申立期間当時、健康保険のみの適用となっていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る農林漁業団体職員共済組合員の共済掛金を農林漁業団体により又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における掛金又は厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として農林漁業団体職員共済組合員の掛金を農林漁業団体により又は厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 8 月 1 日から 61 年 1 月 30 日まで
② 昭和 61 年 2 月 1 日から 62 年 4 月 30 日まで

私は、申立期間①において、A市付近にあったB社に勤務し、C及びDの業務をしていた。また、申立期間②において、E市付近にあったF社に勤務していた。申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は当該期間にB社に勤務していたと述べている。

しかしながら、オンライン記録により、B社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、事業主の氏名を記憶していないことから、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間②の後に勤務した事業所が保管する申立人の履歴書の職歴欄には、昭和 59 年 10 月から 61 年 7 月まではB社とは異なるG社に勤務していた旨が記載されているところ、オンライン記録によると、申立人は、当該期間において同社の被保険者とはなっていない。

申立期間②について、申立人の具体的な記憶及び複数の同僚の証言から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がF社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人を記憶する複数の同僚は、申立期間②の全て又は

ほとんどの期間においてF社の厚生年金保険の被保険者となっていないことから、当時、同社では必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、F社は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主から回答を得られず、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記の履歴書の職歴欄には、昭和61年7月から62年3月まではF社のグループ会社であるH社に勤務していた旨が記載されているものの、オンライン記録によると、申立人は、当該期間において同社の被保険者とはなっていない。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。